

北九州市監査公表第28号

令和2年7月31日

| | |
|----------|--------|
| 北九州市監査委員 | 小林 一彦 |
| 同 | 廣瀬 隆明 |
| 同 | 香月 耕治 |
| 同 | 河田 圭一郎 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
危機管理室
港湾空港局
消防局
- 3 監査の期間
令和元年7月4日から令和2年2月6日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日（令和2年監査公表第7号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 危機管理室

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>ア 契約事務 (ア) <u>委託契約事務</u>について (危機管理課)</p> <p>地区Bousai会議運営支援業務では、地区Bousai会議や防災訓練で使用する消耗品の準備や、市が派遣を依頼したファシリテーターへの謝金の支払い等を委託している。</p> <p>この委託業務では、各ファシリテーターへの謝金の支払いが主な業務となっているが、その支払状況を領収書等により確認していなかった。また、委託業者との協議により、各ファシリテーターへ支払う謝金の金額を、仕様書に定めた額から一部変えていたが、契約変更することなく委託料を執行していた。</p> <p>市委託業務要綱では、委託業務が完了したときは、速やかに完了報告書等を徴し、履行確認を行うこととされており、委託に当たっては、業務の内容や範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>指摘された点については、下記の通り改善措置を行った。</p> <p>令和元年度の契約では、仕様書にファシリテーターへの謝金の支払いや源泉徴収の状況が分かる資料の提出を明記し、履行確認において、仕様書どおりの支払い状況であることを確認した。</p> <p>令和2年度以降は、委託契約の仕様書に業務の内容や範囲を明らかにするとともに、業務の実施状況が分かる書類を徴して履行確認を行うよう再発防止に努める。</p> <p>また、室全体（室内一課のため）での再発防止策として、令和2年2月18日の室内幹部会議において指摘内容の詳細を報告し、職員へは、同年2月10日に開催した事務改善会議において、今回の指摘事項に加え、契約事務（主に市委託業務要綱）及び会計事務に関する手順について周知・徹底を図った。</p> |

(2) 港湾空港局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ア 契約事務 (ア) <u>委託契約事務について</u> (総務課)</p> <p>港湾空港局門司庁舎清掃外業務委託において、仕様書と異なる作業回数で積算がなされる等、予定価格が適正に定められていなかった。</p> <p>また、仕様書どおり契約が履行されていないにもかかわらず、履行内容の精査を行うことなく委託料を支出していた。</p> <p>市契約規則では、契約を行う場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならないとされている。また、地方自治法及び市委託業務要綱では、契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をしなければならず、業務が完了したときは、履行の確認又は成果物の検査及び検収を行うこととされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>今回の指摘を受け、仕様書の作業回数と積算シートとの照合を確実にを行うため、仕様書の様式を見直し、令和2年度契約においては、新しい仕様書を用いて、予定価格の積算を行った。</p> <p>また、仕様書どおりに契約を履行するように委託業者への指導を徹底し、履行内容を改めて精査したうえで、令和元年10月からは、委託料の支出を行っている。</p> <p>履行内容の精査を確実にを行うため、毎月委託業者から提出を受けている業務完了報告書についても様式を見直し、令和2年4月から使用している。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、再発防止に向けて業務マニュアルの改正を行うとともに、令和元年10月24日に実施した事務改善会議において、総務課職員全員に対して、今回の指摘事項について説明し、適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>イ 財産管理 (ア) <u>公有財産の管理について</u> (港営課、整備課(旧整備保全課))</p> <p>行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付等について、局長の専決事項である新規許可等に係る決裁を全て課長決裁としていた。</p> <p>また、新規の許可や貸付を行う場合には、財政局への合議が必要であるがなされていなかった。</p> <p>目的外使用料の減免について、定められた専決区分まで決裁を行っていないものや財政局への合議を行っていないものがあった。</p> <p>行政財産の目的外使用許可について、市副市長以下専決規程(以下「専決規程」という。)では、許可、認可、免許、登録その他の行政処分はその重要度により専決事項が副市長以下で区分されており、公有財産管理の手引きで、新規の許可は局長決裁、更新は課長決裁とされている。また普通財産の貸付について、専決規程では、200万円以下の不動産その他の貸付等は、更新の場合を除き局長の専決事項とされている。</p> <p>目的外使用料の減免については、専決規程で、更新の場合などを除き副市長の専決事項とされている。</p> <p>財政局への合議について、市公有財産管理規則では、行政財産の目的外使用許可や普通財産の貸付をしようとするときは、軽易なものを除き、財政局長に合議するものとされており、軽易なものとの範囲は、公有財産管理に関する条例、規則の解釈運用について(財政局長通知)で示されている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>今回の指摘を受けて、令和元年11月12日以降、市副市長以下専決規程及び公有財産管理の手引きに基づき、行政財産目的外使用の新規許可は局長決裁(減免の場合は副市長決裁)、貸付料200万円までの普通財産新規貸付は局長決裁に改めた。</p> <p>また、これまで実施していなかった財政局長への合議(軽易なものを除く)についても、決裁の都度、軽易なものとの範囲を確認し、必要な事務処理手続きを実施することとしている。</p> <p>再発防止策については、港営課、整備課ともに、業務マニュアルの見直し、及びリスク評価シートへの追記を行った。加えて、公有財産管理の手引きには許可及び貸付に係る事務処理手続き上の決裁区分が明記されているため、決裁の都度、添付資料として決裁区分が掲載されている箇所を新たに付け加えるなどの対策を講じている。</p> <p>また、職員全員への周知徹底を図るため、港営課では令和元年12月18日及び翌年1月16日、整備課では令和元年11月26日の事務改善会議で課内研修を実施し、注意喚起を行った。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|-----------|---|
| | <p>《局全体の対応について》 局内においては、各課に指摘事項について通知を行い、より一層適正な事務処理を行うよう注意を喚起した。</p> |

(3) 消防局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>ア 収入事務 (ア) <u>光熱水費の実費徴収について</u> (小倉北消防署予防課)</p> <p>小倉北消防署本署及び浅野分署において、清涼飲料水自動販売機の設置に伴う電気料金実費相当額を誤った金額で調定し徴収していた。</p> <p>地方自治法施行令では、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬとされている。</p> <p>また、市会計規則では、歳入の調定をするときは、納入すべき金額は法令等に照らしその算定を誤っていないか調査し、これをしなければならぬとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>(小倉北消防署)</p> <p>監査後、指摘を受けた事務処理について、直ちに次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 電気料金算出方法の変更及び正当額と既請求額の差額の追加徴収 令和元年9月から、適正な算出方法により請求を開始するとともに、清涼飲料水等自動販売機の設置業者6社に対し、平成28年4月から令和元年8月までの3年5ヶ月間における差額を追加徴収した。2 再発防止対策 (1) 令和元年11月に電気料金の算出方法を明記した業務マニュアル及びリスク評価シートを作成した。 (2) 電気料金を計算する際は、その都度、エクセルシートに計算根拠を添付し、電気料金単価及び計算式に誤りがないか、複数人での確認を義務付けるチェック体制を強化した。3 関係職員への研修 令和元年11月、新たに作成した業務マニュアル及びリスク評価シートにより、担当の職員及び嘱託職員に研修を実施した。 (消防局総務課)<p>消防局内において、「令和2年度以降の目的外許可及び貸付に係る光熱水費の算出方法の統一について」(令和2年1月27日付、消防局総務部長通知)により、令和2年度以降の光熱水費実費相当額の算出方法については、市が推奨する方法で統一すること、留意事項をまとめたチェックリストを作成し、複数人で確認することなど、周知徹底を図った。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|-----------|--|
| | <p>令和2年3月には、光熱水費の実費徴収業務を行う所属の係長を対象に、事務処理の説明会を実施した。</p> |